

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十七号に基づき同条第十五号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案」の概要

令和５年２月８日
個人情報保護委員会
事務局総務課

１．趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならないこととされている。また、上述の特定個人情報の提供の制限からの除外対象とされる（提供を可とされる）同条第17号における「その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき」については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第17号に基づき同条第15号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第１号。以下「個人情報保護委員会規則」という。）において、「税理士法（昭和26年法律第237号）第55条第１項の規定による報告の徴取、質問又は検査が行われるとき」等が規定されているところ。

今般、所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号。以下「所得税法等改正法」という。）第13条による税理士法の改正に伴い、次の規定が同法に整備された（所得税法等改正法による改正後の税理士法第55条第２項及び第56条）。

- ① 国税庁長官は、懲戒処分を受けるべきであったことについての決定のため必要があるときは、税理士であった者から報告を徴し、又は当該職員をして税理士であった者に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる、とする規定
- ② 国税庁長官は、税理士法の規定に違反する行為又は事実があると思料するときその他税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、関係人又は官公署に対し、当該職員をして、必要な帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めさせることができる、とする規定

納税者が不測の損害を被ることを防止し、税理士業務の適正な運営を確保するために行われる税理士に対する懲戒処分等を適切に実施するため整備された趣旨に鑑み、これらの規定についても、現在個人情報保護委員会規則に規定されている税理士法第55条第１項と同様に、番号法第19条第15号に準ずるものとして番号法第19条における特定個人情報の提供の制限から除外するため、個人

情報保護委員会規則について所要の改正を行う。

2. 改正内容

「税理士法第 55 条第 2 項の規定による報告の徴取、質問若しくは検査又は同法第 56 条の規定による協力の求めが行われるとき」を追加するもの。

3. 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日に施行予定。